平成２４年（フ）第１６５９号
神奈川県鎌倉市台４丁目12番15号　サンハイツ栄205号室
債務者　小久保綿子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１４号
岡山県赤磐市桜が丘西10丁目４番10号
債務者　玄行　純一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
岡山市北区東島田町１丁目６番５号　藤井第一ビル302
債務者　永友公次こと　金　　興博
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲331番地
債務者　藤田　美香（旧姓坂口・津脇）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時15分
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２９３号
静岡県浜松市中区常盤町１番地の10　ユニゾン常盤310号、前住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1137番地　ジャルダンM101
債務者　曽田　記代
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
岡山市南区新保479番地15
債務者　田中　豊子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０１号
岡山県赤磐市桜が丘西10丁目19番17号
債務者　八幡かの子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１９号
岡山市中区湊381番地69
債務者　加藤美枝子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２２号
岡山市北区原1201番地１
債務者　平野　浩一
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２３号
岡山市北区原1201番地１
債務者　平野奈津子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１８号
岡山市中区湊381番地69
債務者　加藤　幹雄
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
北海道河東郡音更町緑陽台仲区11番地18
債務者　高橋　厚子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
北海道帯広市東５条南18丁目４番地２　南東団地223
債務者　天野　弥生
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
北海道帯広市東10条南８丁目１番地11　森マンション
債務者　内藤　一恵
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1137番地１　トリイアパートＴ－３Ａ
債務者　田中　祥子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２８号
長崎県松浦市志佐町庄野免153番地11　エビスアパートＣ号、従前の住所長崎県佐世保市世知原町上野原1139番地
債務者　鴨川　亀吉
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係